

茂教総第 7 4 号－ 1
令和 8 年 7 月 3 1 日

茂原市監査委員 風戸 博恭 様
茂原市監査委員 岡澤 与志隆 様

茂原市教育委員会教育長 富田 浩明

監査結果に対する措置通知書

地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じたので、通知いたします。

(対 令和 8 年 3 月 4 日付け茂監第 8 6 号)

教育委員会教育部	教育総務課
監 査 結 果	
総合教育会議は、市長と教育委員会が教育施策について協議・調整を行う場であることから、会議において共有された施策について庁内各課と連携を図りながら多くの施策が実現できるよう努められたい。	
措 置 内 容	
総合教育会議を行うにあたり、総務課及び教育総務課は議題を事前に共有し、教育委員会の事務局だけでなく、市長部局から主管課総務課及びその他関係課も関係者として出席することとした。これにより、市長と教育委員会が協議・調整を図った事由については、より担当課までの情報共有が図られることとなった。	